二十六　第二―二章第六規則3を3.1とし、新たな3.1の次に3.2として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

3.2　二千八年七月一日以後に建造された旅客船においては、キャビン・バルコニーにおける一次甲板床張りは、温度上昇によつて煙若しくは有毒物質の発生の危険又は爆発の危険が生ずることがないものでなければならず、火災試験方法コードに従わなければならない。

二十七　第二―二章第七規則2.3の次に2.4として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

2.4　旅客船のための固定式火災探知警報装置は、各探知機及び手動発信器が遠隔から及び個別に特定することができるものでなければならない。

二十八　第二―二章第七規則5.2及び5.3.1の末尾にそれぞれ、次の一文を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

キャビンに取り付けた探知器は、作動した場合には、当該探知器が置かれた場所において可聴警報を発することができ、又は発するようにさせるものでなければならない。

二十九　第二―二章第七規則9.4の次に10として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

10　旅客船におけるキャビン・バルコニーの保護

第五規則3.4の規定が適用される船舶におけるキャビン・バルコニーには、当該バルコニーにおける家具及び備品が第三規則40.1から40.3まで、40.6及び40.7の規定に定義するものでない場合には、火災安全設備コードの規定に適合する固定式火災探知警報装置を備える。

三十　第二―二章第八規則2の末尾に次の一文を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

安全センターの通風装置は、隣接する主垂直区域に置かれたものでない限り、船橋の通風装置とすることができる。

三十一　第二―二章第九規則2.3.2中、.2(7)の「売店」を削り、.2(8)に「売店」を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

三十二　第二―二章第九規則の表9.3及び9.4の注cの末尾に、次の一文を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

船橋と安全センターとの間の仕切りについては、当該安全センターが船橋内にあるときは、耐火性を要しない。

三十三　第二―二章第九規則2.2.5.2の次に2.2.6として次のように加える。（平成二十年七月一日効力発生）

2.2.6　キャビン・バルコニーの配置

二千八年七月一日以後に建造された旅客船においては、隣接するキャビン・バルコニーを仕切る無負荷の部分隔壁は、消火の目的のため、いずれの側からも乗組員によつて開くことができるものでなければならない。

三十四　第二―二章第九規則2.2.6の次に2.2.7として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

2.2.7　アトリウムの保護

2.2.7.1　アトリウムは、表9.2及び9.4に従つて決定される耐火性を有する「A」級仕切りで形成する囲壁内に設ける。

2.2.7.2　アトリウム内で区域を仕切る甲板は、表9.2及び9.4に従つて決定される耐火性を有する。

三十五　第二―二章第九規則4.1.1.2を4.1.1.3とし、その後の番号をそれぞれ繰り下げる。（平成二十二年七月一日効力発生）

三十六　第二―二章第九規則4.1.1.2の末尾に次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

枠の一部である敷居なしで承認された戸であつて二千十年七月一日以後に設置されたものは、当該戸の下のすき間が十二ミリメートルを超えないように設置されなければならない。不燃性の敷居は、敷物が閉鎖された戸の下に及ばないよう、当該戸の下に設置する。

三十七　第二―二章第九規則4.1.2.1の末尾に次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

枠の一部である敷居なしで承認された戸であつて二千十年七月一日以後に設置されたものは、当該戸の下のすき間が二十五ミリメートルを超えないように設置されなければならない。

三十八　第二―二章第九規則4.1.3.3中、.2の次に.3として次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

.3　国際海事機関が承認した指針に基づき試験され、及び承認された噴霧ノズル

三十九　第二―二章第九規則4.2.1の前段の次に次のように加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

枠の一部である敷居なしで「A」級として承認された戸であつて二千十年七月一日以後に設置されたものは、当該戸の下のすき間が十二ミリメートルを超えず、及び不燃性の敷居が敷物が閉鎖された戸の下に及ばないよう、当該戸の下に設置されなければならない。枠の一部である敷居なしで「B級」として承認された戸であつて二千十年七月一日以後に設置されたものは、当該戸の下のすき間が二十五ミリメートルを超えないように設置されなければならない。

四十　第二―二章第九規則7.1.1中、前段及び後段の「不燃性」を「鋼又はこれと同等の」に改める。（平成二十二年七月一日効力発生）

四十一　第二―二章第九規則7.1.1中、.1の冒頭に「7.1.1.2に従うことを条件として」を加える。（平成二十二年七月一日効力発生）

四十二　第二―二章第九規則7.1.1中、.1の次に.2として次のように加え、その後の番号をそれぞれ繰り下げる。（平成二十二年七月一日効力発生）

.2　二千十年七月一日以後に建造された船舶においては、ダクトは、耐熱の不燃性材料で造るものとし、当該ダクトの内外面に炎の広がりが遅い特性を有する上張りであつて、それぞれの場合に使用される厚さの発熱量が一平方メートル当たり四十五メガジュールを超えない値を有するものを施し得ること。